

2019 年(平成 31 年)度 日教弘貸与奨学生募集要項

1. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められるものとします。
ただし、高等専門学校については、第 4 学年以上の在學生に限るものとします。

2. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間 1 年につき 25 万円以内とし最高 100 万円とします。

3. 奨学金の利息

無利息とします。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、6 カ月毎に年賦金額の 2.5% の延滞金が発生します。

4. 奨学生申請手続き

奨学生志望者は、日教弘沖縄支部(以下「当支部」)に下記書類を提出して頂きます。

- (1) 奨学生申請書
- (2) 付属調査票
- (3) 連帯保証人の収入に関する証明書(所得証明書や源泉徴収票等で直近のもの。コピー可。)
- (4) 「在学証明書」

5. 申請期間

2019 年(平成 31 年)4 月 1 日(月)～2019 年(平成 31 年)6 月 30 日(日)【消印有効】

6. 奨学生の推薦

奨学生申請書を元に当支部教育振興事業選考委員会が審査をし、適当と認めた者については奨学生内定者とし、支部長が日教弘本部へ推薦致します。

その際、奨学生内定者は当支部に下記書類を提出して頂きます。

- (1) 奨学金借用証書
- (2) 印鑑登録証明書(市町村発行のもの)※内定後に取得お願いします。

7. 奨学金貸与方法

日教弘本部の最終審査を経て、採用が決定次第後、奨学金を申請書指定の金融機関口座に振り込みます。

※ ゆうちょ銀行へ振込みを受ける場合、他の金融機関から振込可能な口座である店名(漢数字3桁、例：八四八支店)・預金種目・口座番号(7桁)が必要です。

※ 8月中旬に、一括交付致します。

8. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は学校卒業(退学等を含む)の年まで据置き、その年の12月から7年以内(ただし、奨学金100万円借用者に限定しそれ以外は5年以内)に年賦の方法で返還して頂きます。

9. 成果報告書の提出

奨学金の貸与を受けた者は、学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な使途を理事長に報告することとします。

10. 記入上の留意点について

(1) 奨学生欄と連帯保証人欄は、それぞれ奨学生と連帯保証人が自署することとします。

(2) 印鑑は、債務者(奨学生)・連帯保証人(保護者等)とも別々のものをご使用下さい。

尚、この印鑑は奨学生として採用決定した場合、奨学金借用証書にも使用します。

捨印も忘れずに押印下さい。

(3) 連帯保証人(保護者等)は市町村登録印(実印)に限ります。

※ 上記3点が満たされていない場合、書類不備として受理出来ませんのでご了承下さい。

11. 提出・連絡先

〒900-0014 那覇市松尾 1-7-12

公益財団法人 日本教育公務員弘済会沖縄支部

TEL : (098)867-1765

E-Mail : okinawa@nikkyoko.or.jp